

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

減価償却の改正

Q : 今年度の税制改正では、減価償却の改正があるそうですが、どのように改正されるのですか？

A : 耐用年数の見直しなどが行なわれます。

【解説】

減価償却制度は、今年度の税制改正で大きく見直しされることとなっていますが、なかでも、機械及び装置の耐用年数表が大きく変わるので注意が必要です。

現在の機械及び装置の耐用年数表は、まず設備の種類ごとに、「食料品」「繊維製品」「木材・木製品」というように16の区分に分けられ、さらに「食料品」を38区分に、「繊維製品」を18区分にというように細分化され、全部で390に区分されています。

今回の見直しでは、この390の区分を簡素化し、55に区分されることとなっています。

細分化されていた区分が大括りとなるため、耐用年数が短くなるものもあれば、長くなるもの、変わらないものもありますので、注意してください。

たとえば、食肉処理加工設備は9年から10年に、また、清酒製造設備は12年から10年になります。

他の設備についても、区分が簡素化され、耐用年数が変更になっているものがありますので、確認して間違いのないようにしなければなりません。

なお、この改正は、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

